

最高裁人調第296号

(人い-07)

平成28年4月27日

改正 平成30年3月1日付け人調第115号

改正 平成30年10月5日付け人調第572号

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀 田 真 哉

春秋の藍綬褒章受章候補者及び遺族追賞候補者の推薦について  
(通達)

標記の候補者の推薦について、下記のとおり定めましたから、これにより推薦してください。

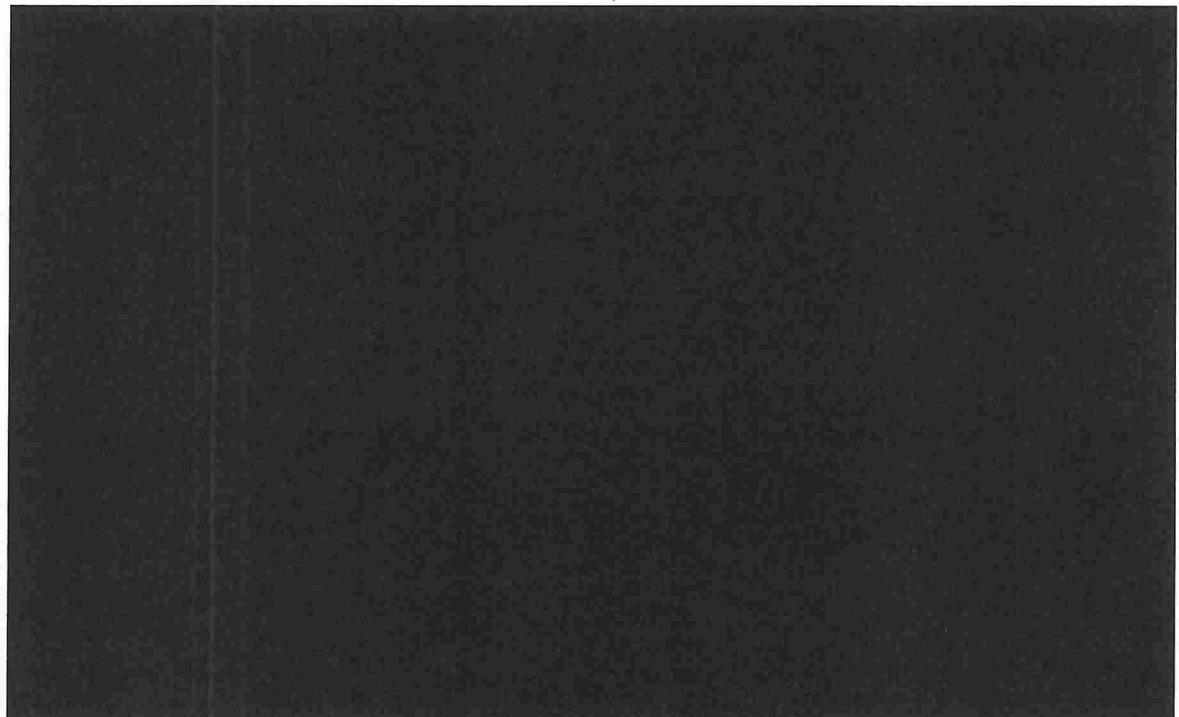
記

### 第1 褒章候補者の推薦

#### 1 推薦対象者

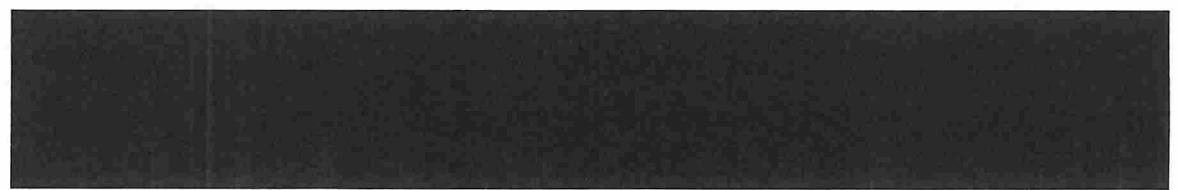
現に民事調停委員若しくは家事調停委員の職にある者若しくはこれらの職に  
あった者（以下「調停委員」という。）又は少年法（昭和23年法律第168  
号）第25条第2項第3号の規定に基づき家庭裁判所から少年の補導を委託さ  
れた施設、団体若しくは個人において現に少年の補導に従事している者若しく  
はこれに従事していた者（以下「補導受託者」という。）で、次のいずれにも  
該当するもの（以下第1において「推薦対象者」という。）を、春秋の藍綬褒  
章受章候補者（以下「褒章候補者」という。）として推薦することができる。

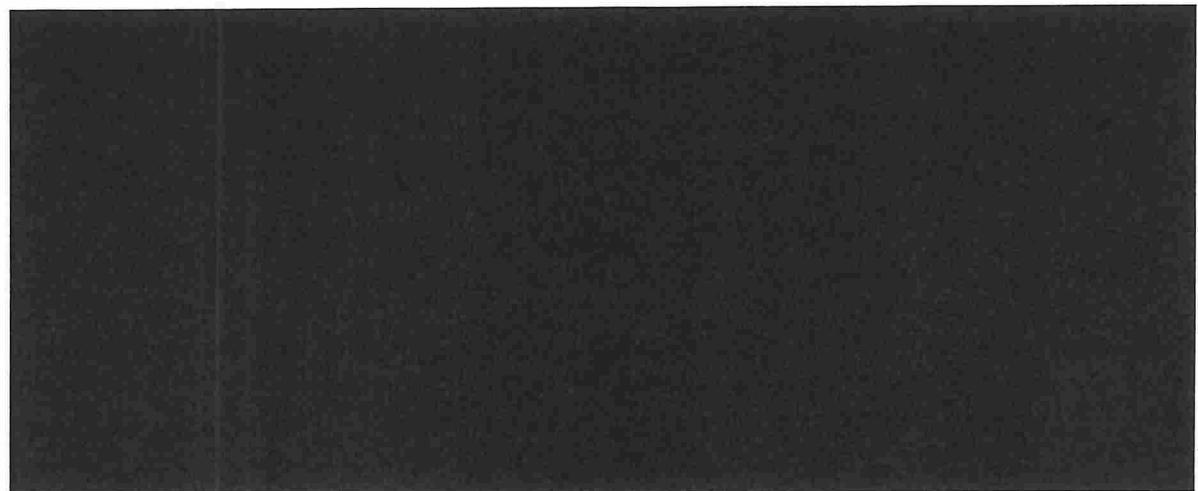
- 
- (1) 生存者
  - (2) 昭和 39 年春以降の春秋の叙勲（賜杯を含む。）により勲章又は銀杯若しくは木杯（他省庁の所管する分野の功労によるものを含む。）を授与されていない者
  - (3) 調停委員又は補導受託者として藍綬褒章を受章していない者
  - (4) 紅綬褒章及び紺綬褒章を除く各種褒章を受章した者については、受章後 5 年を経過した者



## 2 推薦障害事由

1 の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、褒章候補者として推薦することができない。





### 3 推薦手続

#### (1) 推薦手続

高等裁判所は、管内の裁判所に現に所属し、若しくは退任時に所属していた調停委員の推薦対象者又は管内の家庭裁判所から少年の補導を委託された補導受託者の推薦対象者で、2に該当しないものについて、管内の地方裁判所又は家庭裁判所の意見を聴き、褒章候補者を選考の上、最高裁判所事務総局人事局長（以下「人事局長」という。）宛てに推薦する。

#### (2) 栄典協議

褒章候補者が他省庁の所管する分野又は業務において功労又は功績を有する場合には、必ず当該分野又は業務を所管する省庁等と十分協議し、裁判所から推薦することについて了解を得る。

#### (3) 提出書類

推薦は、最高裁判所事務総局人事局調査課長（以下「調査課長」という。）が別に定める方法により、次の書類を提出して行う。

- ア 藍綬褒章受章候補者名簿（別紙様式第1）
- イ 褒章審査票（別紙様式第2）
- ウ 功績調書（別紙様式第3）
- エ 履歴書（別紙様式第4）
- オ 刑罰等調書（別紙様式第5。本籍地の市区町村長発行のもの）原本及

び写し

カ 戸籍抄本又は戸籍の個人事項証明書 原本及び写し

キ [REDACTED] (別紙様式第6)

調停委員の褒章候補者について提出する。

ク [REDACTED] (別紙様式第7)

補導受託者の褒章候補者について提出する。

ケ 栄典関係協議書 (別紙様式第8)

(2)の栄典協議を行った者について提出する。

#### (4) 推薦期限

春の藍綬褒章については前年の10月5日、秋の藍綬褒章については、その年の4月5日とする。

### 4 その他

(1) 過去に辞退又は取下げをしたことがある者を推薦しようとする場合は、調査課長と協議しなければならない。

(2) 推薦対象者以外の者及び推薦対象者で2に該当するものについて、特別の事情がある場合には、調査課長と協議した上で、褒章候補者として推薦することができる。

(3) 推薦した褒章候補者について、発令日までの間に藍綬褒章の受章に影響を及ぼす事故が生じた場合には、速やかに調査課長に報告する。

## 第2 遺族追賞候補者の推薦

### 1 推薦対象者

第1の1 ((1)及び(8)を除く。) に該当し、第1の2に該当しない調停委員又は補導受託者 (以下「遺族追賞対象者」という。) が死亡し、かつ、次の範囲及び順位に従って定められる特定の1名の遺族が第1の2に該当しない場合には、当該遺族を褒章条例 (明治14年太政官布告第63号) 第6条に定める追賞の候補者として推薦することができる。

なお、第1の1の(5)の「発令日」及び同(6)の「推薦日」は、いずれも遺族追賞対象者の死亡日と読み替えるものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

## 2 推薦手続

- (1) 推薦庁

遺族追賞対象者である調停委員が死亡し、若しくは退任した時に所属していた裁判所（簡易裁判所所属の調停委員については、その所在地を管轄する地方裁判所）又は遺族追賞対象者である補導受託者若しくは同人が所属していた施設若しくは団体に少年の補導を委託していた家庭裁判所は、高等裁判所を経由して人事局長宛てに推薦する。

なお、推薦する裁判所が複数ある場合には、協議の上、いずれかの裁判所が推薦する。

- (2) 死亡の報告

(1)の推薦庁は、遺族追賞対象者の死亡の事実を把握したときは、直ちに高等裁判所を経由して調査課長に報告する。

- (3) 栄典協議

遺族追賞対象者が他省庁の所管する分野又は業務において功労又は功績を有する場合には、必ず当該分野又は業務を所管する省庁等と十分協議し、裁判所から推薦することについて了解を得る。

- (4) 提出書類

推薦は、調査課長が別に定める方法により、次の書類を提出して行う。

- ア 褒章審査票（別紙様式第2）
- イ 功績調書（別紙様式第3）
- ウ 履歴書（別紙様式第4）
- エ 刑罰等調書（別紙様式第5） 遺族追賞対象者分及び遺族分 それぞれ  
原本及び写し
- オ 遺族追賞対象者と遺族との続柄が分かる戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は  
戸籍の全部事項証明書若しくは戸籍の個人事項証明書 原本及び写し
- カ [REDACTED]（別紙様式第6）  
調停委員である遺族追賞対象者について提出する。
- キ [REDACTED]（別紙様式第7）  
補導受託者である遺族追賞対象者について提出する。
- ク 栄典関係協議書（別紙様式第8）  
(3)の栄典協議を行った者について提出する。

### 3 その他

- (1) 過去に辞退又は取下げをしたことがある遺族追賞対象者の遺族について推  
薦しようとする場合には、調査課長と協議しなければならない。
- (2) 1の推薦対象者に該当しない遺族について、特別の事情がある場合には、  
調査課長と協議した上で、遺族追賞候補者として推薦することができる。

### 付 記

- 1 この通達は、平成28年5月1日から実施する。
- 2 昭和61年3月12日付け最高裁人調A第2号人事局長通達「春秋の藍綬褒章  
受章候補者及び遺族追賞候補者の推薦について」は、平成28年4月30日限り、  
廃止する。

付 記（平成30年3月1日付け人調第115号）

この通達は、平成30年3月1日から実施する。

付 記（平成30年10月5日付け人調第572号）

この通達は、平成30年10月5日から実施する。

(別紙様式第1)

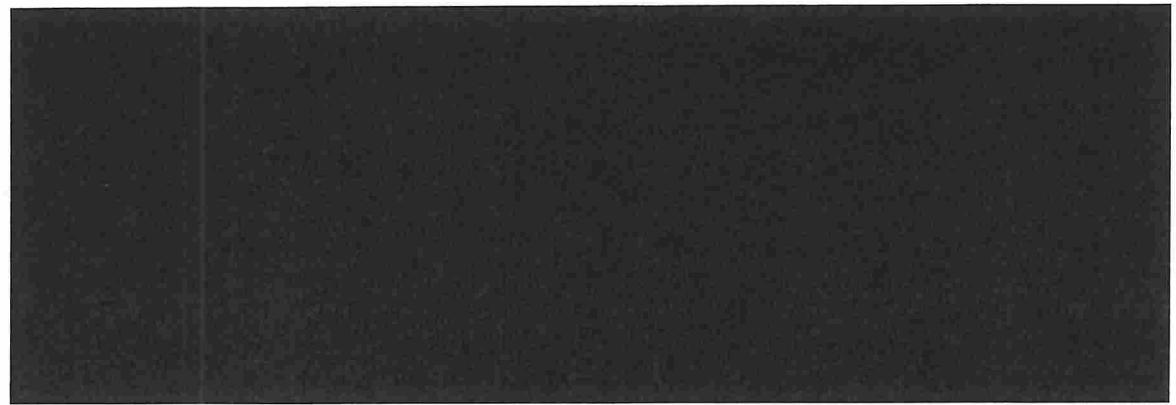
〇〇 年 藍綬褒章受章候補者名簿

高等裁判所

氏名（性別）， 生年月日（年齢）， 現住所，職業	職名，団体歴 (従事年数)	備 考
(記載例)		
えいてん はなこ 栄典 花子 (女) S〇年〇月〇日生 (65) 〇〇県〇〇市 無職		

## 藍綬褒章受章候補者名簿の記載要領

- 1 用紙は、日本工業規格A4列4番（以下「A4」という。）のものを用い、横書きとする。
- 2 標題の「〇〇年」には、発令日の属する年及び春又は秋の別を記載する。
- 3 名簿は、調停委員、補導受託者の順に作成する。
- 4 各欄の記載要領
  - (1) [REDACTED]
  - (2) 「氏名（性別）」及び「ふりがな」  
戸籍の記載に従って記載し、氏名には振り仮名を付ける。
  - (3) 「生年月日（年齢）」  
生年月日及び発令日における年齢を記載する。
  - (4) 「現住所」  
推薦日における住所を市区町村名まで記載する。
  - (5) 「職業」  
推薦日における職業を記載する。  
なお、無職の場合には「無職」と記載する。
  - (6) 「職名、団体歴（従事年数）」  
調停委員の候補者については、  
[REDACTED] その他重要と思われる経歴について、補導受託者の候補者について  
は、[REDACTED] 及びその他重要と思われる経歴について、その職  
名等及び従事年月を記載する。また、発令日においてその職にある場合には「  
現」と、退職している場合には「元」とその頭部に記載する。
  - (7) 「備考」  
以下の各事項を記載する。  
[REDACTED]





年次 (発令)		省 庁 等	最高裁判所	通し 番号					氏名
------------	--	-------------	-------	----------	--	--	--	--	----

## 褒章審査票の記載要領

- 用紙はA4のものを用い、褒章審査票（E）及び同票（B・D・E-2）の書式により作成する。
- 数字は、「勲章」の勲等を除き、算用数字を使用して記載する。  
なお、「本籍」、「現住所」及び「出生地」の町丁は、地名の一部であるため、漢字を使用して記載する。

### 3 各欄の記載要領

#### (1) 「年次」

発令日の属する年及び春又は秋の別を記載する。

#### (2) 「省庁等」の「コード」

次の表に掲げるコード番号を右に詰めて記載する。

高等裁判所	コード番号	高等裁判所	コード番号
東京	582	福岡	586
大阪	583	仙台	587
名古屋	584	札幌	588
広島	585	高松	589

#### (3) 「本籍」、「現住所」及び「コード」

ア 戸籍又は戸籍附票の表記どおりに都道府県名、郡名、市区町村名、町丁名及び番地を記載し、現住所については、郵便番号も記載する。本籍及び現住所を記載するに当たっては、市区町村名までを点線の左側に、それ以外を右側に記載する。

イ 「コード」には、市区町村別のコード番号（「統計に用いる都道府県の区域を示す標準コード」（昭和45年行政管理庁告示第44号））を記載する。

#### (4) 「氏名」

戸籍に記載されている字画どおりに正確に記載し、振り仮名を付ける。

#### (5) 「性別」

男又は女のいずれかを記載する。

(6) 「旧氏名等」及び「ペンネーム・芸名」

氏名に変更（身分変動によらない表記の変更を含む。以下同じ。）がある場合には、旧氏名及び変更年月日を記載する。

ペンネーム又は芸名がある場合は、ペンネーム等を記載し、振り仮名を付ける。

(7) 「勲章」及び「褒章」

受章済みの勲章又は褒章（紺綬を除く。）の種類、発令日の属する年及び春又は秋の別並びに事由（功労名又は功績名）を記載する。

(8) 「生年月日」

戸籍に記載された生年月日を記載し、「（歳）」内に発令日における年齢を記載する（年齢は、年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）の規定により計算する。以下同じ。）。

(9) 「出生地」

戸籍の表記どおりに記載する。

(10) 「主要経歴」

上段に「調停委員」又は「補導受託者」と記載し、発令日においてその職にある場合には「現」と、退職している場合には「元」とその頭部に記載する。

(11) 「功績名」

調停委員の候補者については「調停委員功績」と、補導受託者の候補者については「補導受託者功績」と記載する。

(12) 「最終学歴」

最終の学校名（大学、短期大学又は高等専門学校の場合には、学部名又は学科名まで記載する。）及び卒業若しくは修了又は中退の年月を記載し、「卒業」若しくは「修了」又は「中退」のいずれかを記載する。

(13) 「職名等」

当該候補者のすべての経歴について、調停委員の候補者については、[REDACTED]

[REDACTED] その他の経歴の順に、補導受

託者の候補者については、[REDACTED] その他の経歴の順に記載する。その他の経歴が複数ある場合は、履歴書（別紙様式第4）の記載順に記載する。

なお、各種団体等の名称を記載するに当たっては、次に掲げる略称を使用する。

ア (医) 医療法人  
イ (学) 学校法人  
ウ (福) 社会福祉法人  
エ (社) 社団法人  
オ (財) 財団法人  
カ (一社) 一般社団法人  
キ (一財) 一般財団法人  
ク (公社) 公益社団法人  
ケ (公財) 公益財団法人  
コ (独) 独立行政法人  
サ (特) 特殊法人  
シ (株) 株式会社  
ス (有) 有限会社  
セ (資) 合資会社  
ソ (名) 合名会社  
タ (法) アからソまでの法人以外の法人  
チ (任) 任意団体

(14) 「在職期間」

当該職の始期及び終期を記載する。発令日において現職である者については、

終期は「現在」と記載する。

(15) 「在職年月数」

半月単位で計算した在職年月数を記載する。

(16) 「区分」

調停委員歴又は補導受託者としての経歴の「区分」欄に○を付ける。

(17) 「事績概要」

調停委員の候補者については「多年調停委員としてよく職責を尽くした。」  
と、補導受託者の候補者については「多年補導受託者としてよく職責を尽くし  
た。」と記載する。

(18) 「表彰歴」



(19) 「備考」



(別紙様式第3)

功 績 調 書

主要職名

前叙の勲章 氏名

(本文)

## 功績調書の作成要領

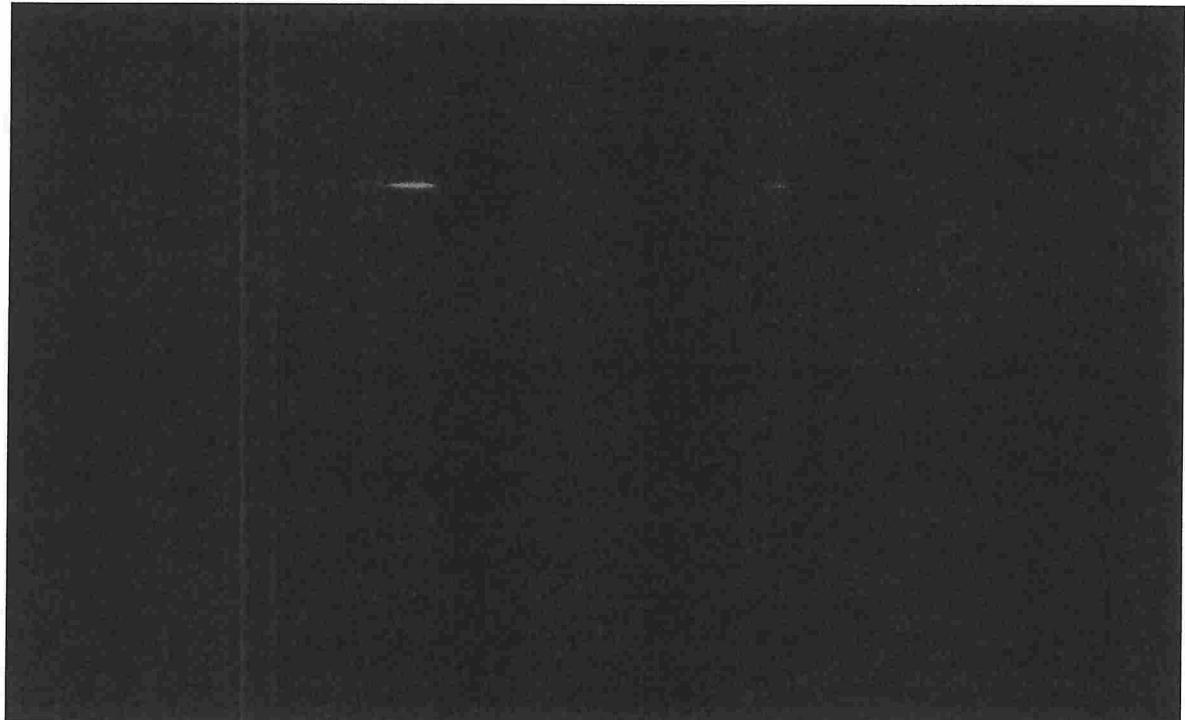
1 用紙は、A4のものを用い、横書きとする。

2 肩書の主要職名は、

を記載する。

なお、発令日において、その職にある場合には「現」と、退職している場合には「元」とその頭部に記載する。

- 3 前叙の勲章は、受章済みの勲章について、「勲六等」、「単光章」等と記載し、勲章の種類（「瑞宝章」等）は、記載しない、
- 4 氏名は、戸籍に記載されている字画どおりに正確に記載する。
- 5 本文の記載に当たっては、次の事項に留意する。



(別紙様式第4)

履歴書

本籍

〒

現住所

ふりがな  
氏名 (性別)

(旧氏名)

〇〇年月日生(歳)

年号月日

事項

発令庁

学歴

職歴

(公務員歴)

(民間の職歴)

(議会議員等の歴)

(審議会歴)

(消防団歴)

(その他法律等に基づく委員歴等)

(民間団体歴)

賞罰

(丁数/全丁数)

## 履歴書の作成要領

- 1 用紙は、A4のものを用い、横書きとする。
- 2 本籍及び現住所は、戸籍又は戸籍附票の表記どおりに都道府県名、郡名、市区町村名、町丁名及び番地を記載し、現住所については、郵便番号も記載する。
- 3 氏名は、戸籍に記載されている字画どおりに正確に記載し、振り仮名を付ける。
- 4 性別を氏名の右横に括弧書きで記載する。
- 5 氏名に変更がある場合には、旧氏名を氏名の下に括弧書きで記載し、振り仮名を付ける。
- 6 生年月日を記載し、括弧内に発令日における年齢を記載する。
- 7 履歴事項の記載は、次のとおりとする。
  - (1) 学歴、職歴及び賞罰に分けて記載する。
  - (2) 学歴については、最終学歴（中退を含む。）、試験、免許、資格、学位等を年月日順に記載する。
  - (3) 職歴は、次に定めるところにより区分して、アから順に記載する。

### ア 公務員歴

国家公務員、地方公務員、公社職員、公団職員等の職歴及び軍歴について、履歴書、人事記録等に記載されている事項を発令年月日順に記載する。ただし、次の事項は、記載しない。

- (ア) 退職手当の支給に関する事項
- (イ) 執行官の国庫補助基準額に関する事項
- (ウ) 会計法、物品管理法及び出納官吏事務規程に基づいて付与される公の名称
- (エ) 保管有価証券取扱主任者
- (オ) 押収物主任官及び保管物主任官
- (カ) 寄託事務担当官
- (キ) 防火管理者

- (ク) 電気主任技術者
- (ケ) 建築物環境衛生管理技術者
- (ニ) 裁判所の各種委員会の委員、臨時委員、専門委員、幹事、書記等
- (サ) 最高裁判所が実施する各種試験の試験官

#### イ 民間の職歴

会社等の名称及び役職名を、当該職に就いた順に記載する。

なお、自営業も民間の職歴に含まれる。

おって、会社等の名称を記載するに当たっては、「褒章審査票の記載要領」(別紙様式第2) 3の(13)に掲げる略称を使用する。

#### ウ 議会議員等歴

国、都道府県及び市区町村の議会の議員、市区町村長等公選された職について、改選ごとに、その職名を編年体により記載する。ただし、同一の公選職に継続して再選された場合には、まとめて記載する。

#### エ 審議会歴

審議会の名称及び役職名を、各審議会別、当該役職に就いた順に記載する。

#### オ 消防団歴

消防団員（消防吏員を除く。）の職歴をその階級（団長、副団長、分団長、副分団長、部長等）別に、編年体により記載する。

#### カ その他法律等に基づく委員歴等

調停委員の候補者については、

の順に、補導受託者の候補者については、

それ以外の委員歴等の順に、所属の委員会等の名称、職名  
及び委託（発令）序を記載する。

#### キ 民間団体歴

██████████ その他の民間団体歴の順に、団体の名称及び役職名を、各団体別、当該団体の役職（会長、副会長、専務理事、常務理事、理事等）別に記載する。

なお、各種団体の名称を記載するに当たっては、「褒章審査票の記載要領」（別紙様式第2）3の(13)に掲げる略称を使用する。

ク 他省庁が所管する分野又は業務における職歴等を有する者及びその他の団体等の履歴を有する者については、履歴事項（現職の場合は、退職予定年月日を含む。）を関係機関に照会した上、記載する。

(4) 賞罰は、次に定めるところにより区分して、アから順に（それぞれの区分において2以上の発令等がある場合には、発令等の年月日順に）記載する。

ア 叙位及び勲章

発令年月日及び発令事項（位階又は勲章の種類及び功労名）

イ 嘉章

発令年月日及び発令事項（種類及び功績名）

ウ 表彰

表彰年月日、表彰名及び事由

エ 刑罰

判決言渡し年月日、刑罰の内容、処罰の理由、判決言渡し裁判所名、判決確定年月日及び刑執行終了年月日

(別紙様式第5)

刑罰等調書

氏名

〇〇年月日生

1 刑罰の有無（道路交通法違反の罪及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪による罰金刑を含む。）

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

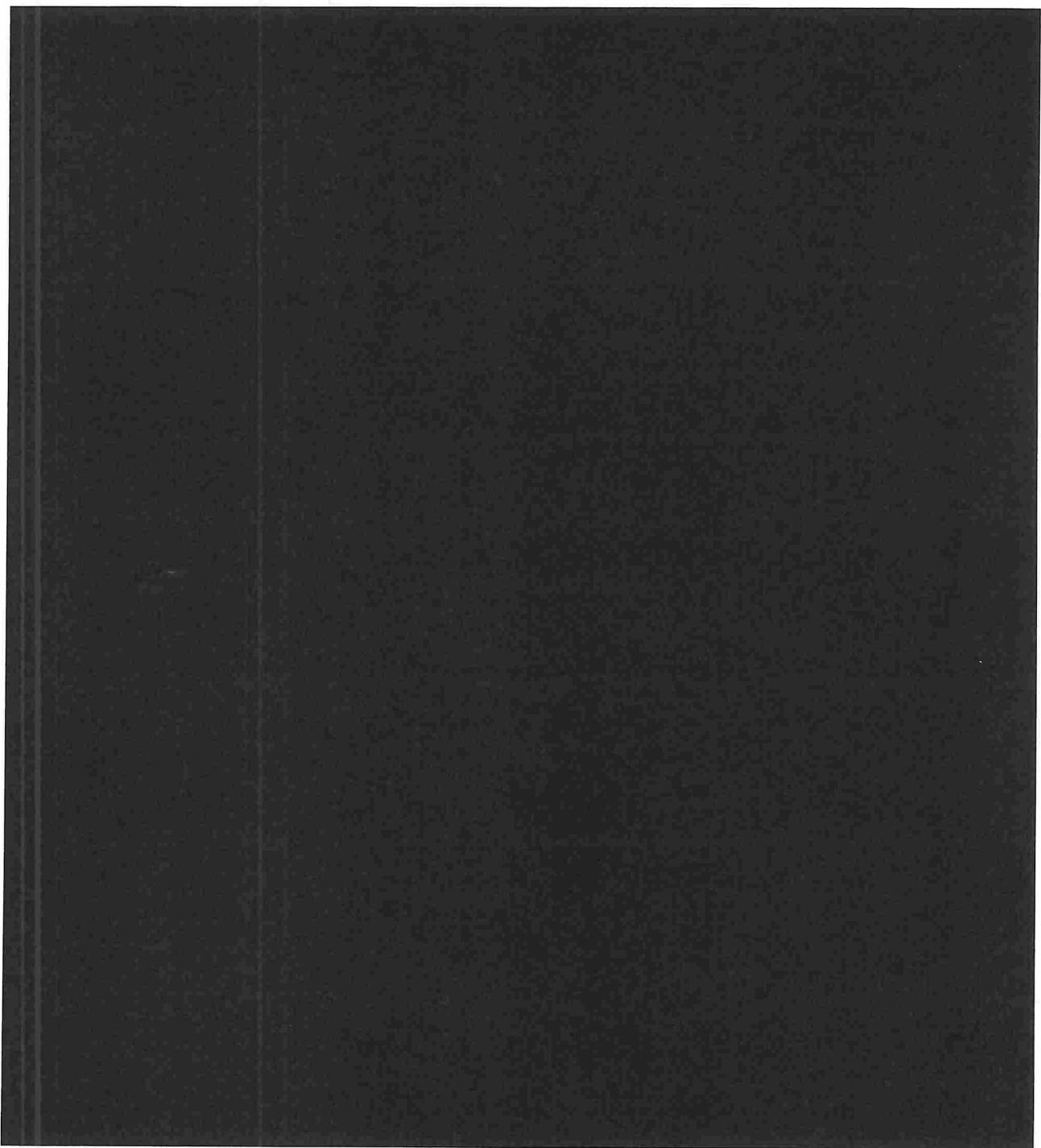
〇〇年月日

市区町村長

印

(別紙様式第6)

[REDACTED]  
(氏名) \_\_\_\_\_



〇〇 年 月 日

〇〇 裁判所事務局〇〇課長

の記載要領

- 1 用紙は、A4のものを用い、横書きとする。
- 2 数字は、すべて算用数字を用いる。

3

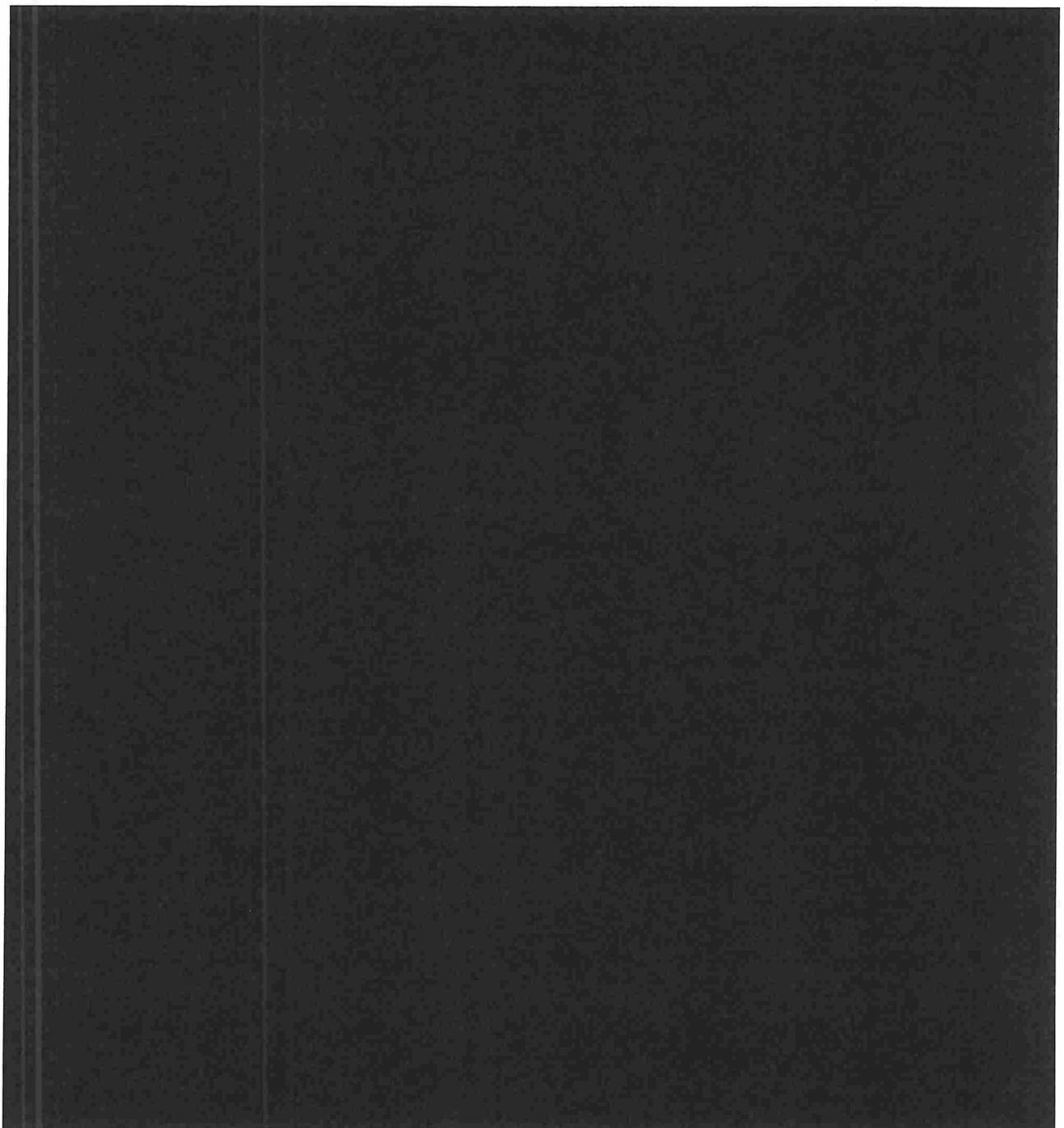
4

5

は、所属庁の総務課長又は人事課長が記名して行う。

(別紙様式第7)

  
(氏名) \_\_\_\_\_



〇〇 年 月 日

家庭裁判所事務局〇〇課長

[REDACTED] の記載要領

- 1 用紙は、A4のものを用い、横書きとする。
- 2 数字は、すべて算用数字を用いる。

3 [REDACTED]

4 [REDACTED]

- 5 [REDACTED] の証明は、委託庁（複数ある場合には、主な委託庁）の総務課長又は人事課長が記名して行う。

(別紙様式第8)

栄典関係協議書 (○○ 年 □ 春 □ 秋 叙勲及び褒章)				
協議の日時・方法	○○ 年 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 午前	時	分
協議者の所属官職氏名				
協議の相手方の所属官職氏名				
栄典対象者の所属官職氏名				